

宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(一般枠)の災害に

「令和元年台風19号」が指定されましたのでご案内します

災害復旧対策資金(一般枠)

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する中小企業者の方

(イ)施設・設備等の損害が発生している

(ロ)取引先の被災による等間接的な被害を受け、最近1ヶ月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している

※県知事(ロのみ)、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。(イ)の場合は、市町村長の発行する罹災証明書をもって代えることができます。

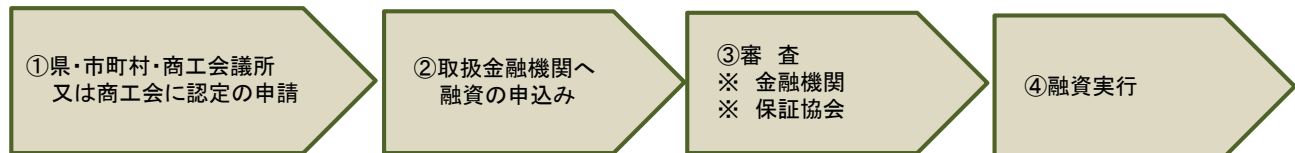
認定申請書ダウンロードサービスはこちら(県商工金融課HP)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

保証条件

- 融資限度額 一災害5,000万円(ただし、一企業2億8,000万円まで)
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金用途 災害復旧に要する運転資金及び設備資金
- 保証期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 連帯保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 令和元年11月1日(金)から令和2年3月31日(火)の融資実行分まで
- その他 当該台風に関する宮城県中小企業経営安定資金として「セーフティネット保証4号」も取扱っています。

お手続きの流れ



ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書が発行されても、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

災害復旧対策資金のほか保証制度に関する主なご相談先

宮城県信用保証協会では「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしています。

宮城県信用保証協会 経営支援部経営支援課

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16番12号 仙台商工会議所会館6階

電話 022-225-5230 (原則、土日祝日等を除く午前9時から午後5時15分まで)

担当地区ごとの相談窓口は、当協会HPの「特別相談窓口」をご覧ください。